

明治よ！この争議 今こそ解決のとき

60年の労使紛争終結の「集大成」を

明治事件の申立人らは、労働委員会が示した「和解の意向」に関して、その基本は60年余にわたる激しい抗争を全面的に終わらせることにあるとしています。その解決の一助に市川事件で、東京高裁判決（敗訴）が示した集団性、賃金格差、格差の原因、差別行為の事実など原告らの主張を認めた判断を生かす必要があります。判決文の抜粋です、ご一読を。

集団性を認める

（判決文より）

申立人らが昭和42年頃までに、市川支部で労組中央本部の方針に反対し、生産性向上施策に反対する取り組みをし、その後も継続的に市川支部執行部役員に立候補する等の活動をしてきたのであるから、申立人らを組合活動の面では1つの集団としてみた上で、成績格差の有無の集団的な考察の判断を進めることが許される……。

賃金(号給)格差を認める

（判決文より）

◎申立人らとその他の者を集団的に比較した場合、号給の点においては、無視することのできない差異が存在している……。

◎申立人らは、昭和59、60年に受ける号給において他の従業員と比べ有意な格差があったというべきである。

東京
高裁

差別・格差を認める

(2007年3月)

格差が生じた原因は

（判決文より）

◎号給において有意な格差があったが、その原因は、それまでの各年度ごとに行われた人事考課成績において、おしなべて低位な成績を受け、昇号給しない年度が生じたり、昇格についての成績基準が充足しないで昇格が遷延（注-せんえん）したためであるとみるべきである。

◎確かに昭和49年度までの人事考課成績については、……申立人らが集団として低位な評価を受けた傾向が顕著であるといえることができる。

不利益な扱いがあった

（判決文より）

◎申立人らがこのような低位な成績を受けた理由については、当審において展開された控訴人ら、参加人（注-明治乳業）の各主張やこれまで提出された膨大な証拠からも明らかなように、双方が激しく争ってきた。

◎申立人らの集団に属する者（赤組）に対し「勤務評定で差をつけろ」「勤務評定で差がつくよう指導する」などと話し合われ差別的な成績評定が組織的に行われた……控訴人らの上記主張が妥当するとみる余地はある。

明治乳業争議支援共闘会議 (03-5606-5285) 明治乳業争議団 (047-332-5698・FAX兼用)

E-mail : mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp

ホームページ 明治乳業争議団＝検索

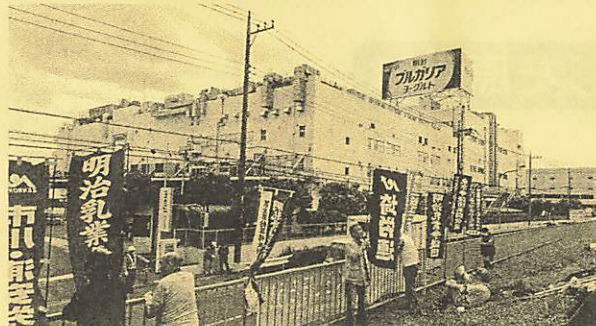


ブログQR

No. 149

戸田市 企業から雇用相談あれば協力する

市民団体 市に明治工場閉鎖に関して質問



2027年7月閉鎖される「戸田工場」前で「工場閉鎖から仕事・暮らしを守ろう!」と宣伝行動実施。

◎座り込み行動継続

第106次 10月24日(金)

12時～13時

◎ご支援宜しくお願いします。



2第104次座り込み(8月22日)サマータイム16時～実施しました。

明治は戸田市に あっせん要請を
非正規者など雇止め後の雇用確保に

昨年9月に突然、㈱明治戸田工場閉鎖が発表されてから1年が経ちました。1954年から73年、消費地・東京を中心に営業を続けてきた主幹工場です。併せて戸田地域にも大きな経済効果を与えてきました。

戸田市で活躍する戸田地区労や日本共産党戸田市議団などが、閉鎖を危惧し同工場に質問を寄せて、それなりの回答を得てきましたが、両者は先般、戸田市側に工場閉鎖に関して「申入書」を提出して質問しました。

戸田市 4項目にそれぞれ回答

申し入れは市長公室に提出。経済戦略室、労働農政担当から、申し入れた4項目にそれぞれ回答を得ました。回答は明治から報告のない事項には不問でしたが、注目したい回答がありました。

Q & A Ⅱ 「市として同工場労働者や

関連会社労働者の雇用を守る立場を工場に申し入れられたい」と質したのに、戸田市からは「企業側から市内企業で雇用してほしいなどあっせん相談があれば、関係機関と連携し協力したい...」としています。大変、心強い回答です。

誰一人といえども路頭に迷わすな

労働者の雇用について明治に質した時点で同社は「嘱託契約社員については雇用契約に基づき対応するが、その後の処遇は決まっていない...」としています。契約が切れた時点で雇い止めにするということです。

非正規者の中にも、働くことを望ん

でいる人たちはいるでしょう。明治は早急に社内調査をするなどして、戸田市が協力するとする雇用あっせんにも求職を求めるべきではないでしょうか。閉鎖によつて一人といえども路頭に迷わせることがあってはなりません。